

**空き家再生子育て応援事業の実施に
伴う買取再販事業者の募集について**

【募集要領】

令和8年5月

○目次

1. 目的	2
2. 実施事業（空き家再生子育て応援事業）について	2
3. 応募要領	2
3.1 応募要件		
3.2 応募書類		
3.3 応募書類の提出期限と提出方法		
3.4 応募書類作成の留意事項		
3.5 審査及び採択について		
3.6 応募に関する留意事項		
4. その他	4

〈別紙1〉 空き家再生子育て応援事業の流れ

〈別紙2〉 空き家再生子育て応援事業の実施に関する協定書（案）

〈別紙3〉 買取価格希望提示書（案）

1. 目的

近年、物価の高騰や人件費の上昇を受けて新築住宅の価格は大きく高騰しています。一方で、県内の空き家は増加傾向にあり、今後さらに人口や世帯数が減少することで空き家が増加し、防犯や防災、景観の悪化、地域コミュニティの衰退など、様々な社会問題を引き起こす要因となります。

こうした空き家を手頃な価格の住宅に再生し、中古住宅流通の活性化を図ることは、これから住宅の購入を検討する子育て世帯等の支援に有効であると考えます。

そこで、県、市町村及び買取再販事業者*が連携して、各地に眠る多くの空き家を生かすため、子育て世帯にとって魅力的な住宅へとリフォームしたうえで手頃な価格で販売し、若い世帯の定住につなげる「空き家再生子育て応援事業」（以下、「当該事業」）を実施するため、一緒に当該事業を行っていただける買取再販事業者を募集いたします。

※買取再販事業者：中古住宅を自社で買い取り、リフォーム等により価値や機能を向上させて販売する事業者

2. 実施事業（空き家再生子育て応援事業）について

（1）事業の流れ

〈別紙1〉を参照

（2）事業期間

令和8年度から令和10年度

（3）事業実施市町村

令和8年度：飯塚市、柳川市、遠賀町、築上町

※令和9年度以降については未定

（4）募集する買取再販事業者

〈別紙1〉に示す事業の流れに沿って「買取再販事業者」の役割を担っていただく事業者を募集します。

3. 応募要領

3.1 応募要件

- （1）宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の免許を有していること。
- （2）福岡県内に事業所（本社、支店、営業所等）を有していること。
- （3）直近3年間で、県内における住宅及びその敷地を直接所有者から買い取り、リフォーム工事を実施した後、自ら売り主として販売した実績を有すること。
- （4）当該事業の実施に関して、県との連絡調整や事業全体の進捗管理を行う統括責任者を配置すること。
- （5）当該事業の実施に必要な免許、許可等に関して、監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を現に受けていないこと。
- （6）福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （7）当該事業の実施において、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を、契約（リフォーム工事の契約、下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む）、資材の購入契約等）の相手方としないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3.2 応募書類

下記の応募書類を提出してください。書類や内容に不備がある場合は、審査対象外となる場合があります。

書類	
様式1	必要書類チェックシート
様式2	申込書
様式3	応募者の概要
様式4	誓約書
その他資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業免許の写し ・ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ・ 買取時と販売時の売買契約書の写し ・ リフォーム前後の写真（2枚程度） <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">} ※過去3年間の買取再販実績のうち1件分</div>

3.3 応募書類の提出期限および提出方法

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水）午後5時00分

(2) 提出方法

応募書類は下記の【提出先】へ、電子メールにて提出してください。

※提出後は、必ず電子メールを送信した旨を電話で連絡してください。

【提出先】

福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係

電話番号：092-643-3732

E-mail：jukeikaku@pref.fukuoka.lg.jp

3.4 応募書類作成の留意事項

(1) 応募書類はすべてA4判、文字サイズは10ポイント以上としてください。

(2) 活字体（手書きは不可とする）で作成してください。

3.5 審査及び採択について

(1) 審査方法

応募書類に基づき、応募者が要件を満たしているか県が審査し、事業者の採択を決定します。

(2) 採択の通知

県は審査結果に基づき、事業者の採択または不採択を決定し、応募者に対して当該決定に関する通知書を電子メールにて令和8年7月上旬を目途に通知いたします。

通知先は応募書類を提出されたメールアドレス宛に通知いたします。

(3) 採択後の手続等

採択された事業者は、県と「空き家再生子育て応援事業の実施に関する協定書」(別紙2)を締結していただきます。

また、採択された事業者を対象に、事業実施に関する説明会を開催いたします。詳細については、採択通知と併せてお知らせいたします。

3.6 応募に関する留意事項

- (1) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担といたします。
- (2) 募集要領に示された要件に適合しない、または応募書類に虚偽の記載があった場合には、提出された応募書類を無効とし、採択を取り消すことがあります。
- (3) 応募書類提出後、必要に応じて、県から追加書類の提出依頼、書類内容の確認やヒアリング等を行う場合があります。

4. その他

- (1) 当該事業の成果について県民および事業者に広く紹介するため、講習会、パンフレット、ホームページ等に当該事業の実施に関する情報を使用することがあります。
- (2) 協定締結事業者は、県が実施するアンケート・ヒアリング等にご協力いただく場合がございます。
- (3) 当該事業を通じて知り得た情報は、本事業以外に利用しないこと。